

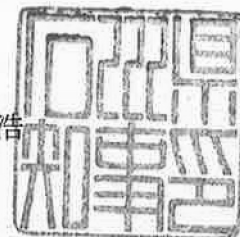
石川県指令障福第1795号

石川県白山市北安田町548番地2
社会福祉法人佛子園

令和6年10月18日付けで申請のあった定款の変更については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の36第2項の規定により認可する。

令和6年11月6日

石川県知事 馳 浩



社 会 福 祉 法 人 佛 子 園 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 障害児入所施設の設置経営
- (イ) 指定障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 障害児通所支援事業の経営
- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ウ) 老人デイサービスセンターの経営
- (エ) 一般相談支援事業の経営
- (オ) 特定相談支援事業の経営
- (カ) 障害児相談支援事業の経営
- (キ) 移動支援事業の経営
- (ク) 老人居宅介護等事業の経営
- (ケ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (コ) 小規模保育事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は社会福祉法人佛子園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を石川県白山市北安田町 5 4 8－2 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員 1 名が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

- 第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

- 第 9 条 評議員の報酬は、支給しない。ただし、評議員会等への出席に要する交通費等の実費相当費用を支給する。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

- 第 10 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(権限)

- 第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(召集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人がこれに署名又は記名押印する。

(評議員会運営規程)

第16条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第 4 章 役員 及び 会計 監査 人 並びに 職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 17 条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち 1 名を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の専務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 18 条 理事及び監事並びに会計監査人は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 19 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財務の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 22 条 会計監査人は法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの付属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に

(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任をされたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給額を評議員会の決議に基づき支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員の責任の免除又は限定)

第26条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として評議員会の決議によって免除することができる。

- 2 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定められた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額といずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第27条 この法人に職員を置く

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 顧 問

(顧問)

第28条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、法人業務について、理事長の諮問に応える。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第29条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

(召集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規程)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 3 5 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

番号	用途	所在等	地目・構造	延べ床面積 (平方メートル)
(1)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 7 番 2	宅地	150.53
(2)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 8 番 1	宅地	381.12
(3)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 8 番 2	宅地	817.38
(4)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 8 番 3	宅地	795.60
(5)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 8 番 4	宅地	545.60
(6)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 1	宅地	448.18
(7)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 1 8	公衆用道路	232.00
(8)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 1 9	宅地	74.26
(9)	G H アミーゴ用地	石川県白山市北安田町 5 5 0 番地 1 4	宅地	198.41
(10)	G H アミーゴ	石川県白山市北安田町 5 5 0 番地 1 4 (家屋番号550番14)	木造 かわらぶき 2階建	1階 98.83 2階 59.37
(11)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 1 1	宅地	3.19
(12)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 1 6	宅地	39.21
(13)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 1 3	宅地	14.18
(14)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 3	宅地	1.18
(15)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 9 番 2 1	宅地	18.87
(16)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 7 番 1	学校用地	1,846.00
(17)	本部用地	石川県白山市北安田町 5 4 6 番 2	宅地	205.63
(18)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町 9 6 7 番 1	雑種地	456.00
(19)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町 5 1 9 番 2	宅地	231.48
(20)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町 5 1 9 番 4	宅地	11.06
(21)	本部建物 (三草二木 行善寺・講堂)	白山市北安田町 5 4 7 番地 1、 5 4 6 番地 2、5 4 7 番地 2、 5 4 8 番地 1 (家屋番号547番1)	鉄骨・鉄筋 コンクリー ト造かわ ら・合金 メッキ鋼板 ぶき 2階建	1階 1,533.85 2階 912.43
(22)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ 4 番 5	原野	2,145.00
(23)	星が岡牧場建物	石川県能美市和気町ヤ 4 番地 5、 4 番地 7、4 番地 8、7 0 番地 2 (家屋番号4番7)	鉄骨造り 鋼板葺 2階建	1階 1,325.56 2階 717.63
(24)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ 4 番 7	原野	1,379.00
(25)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ 4 番 8	原野	710.00

(26)	星が岡牧場用地	石川県能美市和気町ヤ70番2	山林	525.00
(27)	GH Beans用地	石川県能美市緑が丘7丁目35番	宅地	236.17
(28)	GH Beans建物	石川県能美市緑が丘7丁目35番地 (家屋番号35番)	木造瓦葺 2階建	1階 85.30 2階 26.49
(29)	星が岡牧場建物 グリル星が岡	石川県能美市和気町ヤ4番地5 (家屋番号4番5の1)	木造スレー ト・合金 メッキ鋼板 葺2階建	1階 120.94 2階 69.63
(30)	星が岡牧場建物 ログハウス	石川県能美市和気町ヤ4番地5、 70番地2(家屋番号4番5の2)	木造亜鉛 メッキ鋼板 葺2階建	1階 56.00 2階 29.73
(31)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁92番	宅地	14,890.16
(32)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字13番	宅地	2,192.40
(33)	日本海倶楽部建物	石川県鳳珠郡能登町字立壁92番地、 石川県鳳珠郡能登町字立壁 5字13番地(家屋番号92番)	鉄骨造 ルーフィ ング葺平屋建	1554.51
	日本海倶楽部建物 倉庫(物置)	同附属建物符号1	コンクリ ートブロ ック造 亜鉛メ ッキ鋼 板葺平 屋建	37.50
	日本海倶楽部建物 小舎CD棟	同附属建物符号2	木造 スレー ト葺 平屋建	372.72
	日本海倶楽部建物 小舎E棟	同附属建物符号3	木造 スレー ト葺 平屋建	195.12
	日本海倶楽部建物 小舎F棟	同附属建物符号4	木造 スレー ト葺 2階建	1階 137.04 2階 99.24
	日本海倶楽部建物 ビール工場 レストラン店舗	同附属建物符号5	鉄骨造 スレー ト葺 2階建	1階 454.82 2階 234.18
	日本海倶楽部建物 物置	同附属建物符号6	木造亜鉛 メッキ鋼 板葺平 屋建	18.29
	日本海倶楽部建物 店舗(あずまや)	同附属建物符号7	木造 スレー ト葺 平屋建	6.79
(34)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁5字1番	公園	148.00

(3 5)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 2 番	公園	1, 262. 00
(3 6)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 1 0 番	公園	462. 00
(3 7)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 1 2 番 1	公園	592. 00
(3 8)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 1 2 番 3	公園	75. 00
(3 9)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 1 2 番 5	公園	76. 00
(4 0)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 1 4 番	公園	489. 00
(4 1)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 5 3 番 1	公園	29. 00
(4 2)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 5 5 番	公園	351. 00
(4 3)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 5 8 番	公園	1, 075. 00
(4 4)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 6 2 番	公園	121. 00
(4 5)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 6 8 番	公園	1, 732. 00
(4 6)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 6 9 番 1	公園	23. 00
(4 7)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 7 5 番 1	公園	25. 00
(4 8)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 7 6 番	公園	313. 00
(4 9)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 7 9 番	公園	2, 681. 00
(5 0)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 8 3 番	公園	330. 00
(5 1)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 8 4 番	公園	148. 00
(5 2)	日本海倶楽部用地	石川県鳳珠郡能登町字立壁 5 字 9 5 番	公園	304. 00
(5 3)	三草二木 西圓寺 用地	石川県小松市野田町丁 6 7 番	宅地	581. 00
(5 4)	三草二木 西圓寺 用地	石川県小松市野田町丁 6 8 番	宅地	114. 34
	三草二木 西圓寺 建物	石川県小松市野田町丁 6 8 番地、 6 7 番地 (家屋番号 6 8 番)	木造かわら ぶき 2 階建	1 階 467. 37 2 階 62. 93
	三草二木 西圓寺 建物 倉庫	同附属建物符号 1	土蔵・木造 かわらぶき 平屋建	34. 75
	三草二木 西圓寺 建物 便所	同附属建物符号 2	木造 かわらぶき 平屋建	6. 00
(5 5)	キッズベランダBe 用地	石川県金沢市高尾一丁目 2 9 番	田	379. 00
(5 6)	キッズベランダBe 用地	石川県金沢市高尾一丁目 2 6 番 1	宅地	432. 68

(57)	キッズベランダBe 用地	石川県金沢市高尾一丁目27番1	宅地	448.00
	キッズベランダBe 建物	石川県金沢市高尾1丁目27番地1 (家屋番号27番1)	木造かわら ぶき平屋建	30.00
(58)	キッズベランダBe 建物	石川県金沢市高尾1丁目26番地1、 26番地3、29番地 (家屋番号26番1)	木造 かわらぶき 平屋建	103.50
(59)	キッズベランダBe 用地	石川県金沢市高尾一丁目28番	宅地	383.00
(60)	キッズベランダBe 用地	石川県金沢市高尾一丁目26番3	宅地	50.76
(61)	エイブルベランダ Be 用地	石川県金沢市三馬一丁目369番	宅地	203.00
(62)	エイブルベランダ Be 用地	石川県金沢市三馬一丁目368番	宅地	164.00
(63)	エイブルベランダ Be 建物	石川県金沢市三馬一丁目369番地、 368番地 (家屋番号369番)	鉄骨造 陸屋根 2階建	1階 190.33 2階 93.19
(64)	日本海倶楽部 ザ・ファーム用地	石川県鳳珠郡能登町字白丸66番1	宅地	966.02
(65)	日本海倶楽部 ザ・ファーム用地	石川県鳳珠郡能登町字白丸66番2	宅地	198.47
(66)	日本海倶楽部 ザ・ファーム	石川県鳳珠郡能登町字白丸66番地 2、66番地1 (家屋番号66番2)	木造かわら ぶき平屋建	97.00
(67)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ103番13	宅地	932.27
(68)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番1	宅地	1,575.22
(69)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番25	宅地	5,220.14
(70)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番26	宅地	3,951.99
(71)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町セ104番22	宅地	1,615.97
(72)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上の里二丁目207番	宅地	248.76
(73)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町フ30番	宅地	33.05
(74)	Share金沢 用地	石川県金沢市若松町フ31番	宅地	337.19
(75)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヌ1番5	宅地	311.91
(76)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヌ94番3	宅地	231.29
(77)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町リ301番	宅地	29.75
(78)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヲ76番1	宅地	7,128.24
(79)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヲ76番13	宅地	3,434.15
(80)	Share金沢 用地	石川県金沢市田上町ヲ76番15	宅地	7,420.45
(81)	Share金沢 E-3、 E-4、E-5 (S-ステーション)	石川県金沢市田上町ヲ76番地13 (家屋番号76番13の2)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき平屋建	161.15

(82)	Share金沢 M-1 (児童入所)	石川県金沢市田上町ヲ76番地1 (家屋番号76番1の2)	木造 スレート ぶき2階建	1階 173.50 2階 142.82
(83)	Share金沢 M-12 (児童入所)	石川県金沢市田上町ヲ76番地1 (家屋番号76番1の1)	木造 スレート ぶき2階建	1階 178.05 2階 111.13
(84)	Share金沢 E-1、E-2 (児童入所)	石川県金沢市田上町ヲ76番地13 (家屋番号76番13の1)	鉄骨造合金 メッキ鋼板 ぶき2階建	1階 386.91 2階 461.97
(85)	Share金沢 E-6 自発センター (Sーベランダ)	石川県金沢市田上町ヲ76番地13 (家屋番号76番13の3)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき平屋建	197.80
(86)	Share金沢 E-10 (S-スタジアム 倉庫)	石川県金沢市若松町セ104番地25 (家屋番号104番25の1)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき平屋建	49.63
(87)	Shera金沢 S-1 (本館)	石川県金沢市田上町ヲ76番地1 (家屋番号76番1の6)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき2階建	1階 1362.22 2階 238.07
(88)	Share金沢 アルパカ畜舎	石川県金沢市田上町ヲ76番地15 (家屋番号76番15の2)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき平屋建	15.00
(89)	GHカーム用地	石川県能美市緑が丘九丁目102番	宅地	226.19
(90)	GHライトハウス 用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 1番13	雑種地	126.00
	GHライトハウス 用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 6番6	田	140.00
(91)	GHライトハウス 建物	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 1番地13、6番地6 (家屋番号6番6)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき2階建	1階 98.87 2階 35.80
(92)	GHハーベスト 用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 1番7	雑種地	224.00
(93)	GHハーベスト 建物	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 1番地7 (家屋番号1番7)	木造合金 メッキ 鋼板ぶき	1階 99.49 2階 37.53
(94)	GHシーポート 用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 1番11	雑種地	184.00
	GHシーポート 用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 6番1	田	51.00
	GHシーポート 用地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 6番5	田	10.00

(9 5)	GHシーポート 建物	石川県鳳珠郡能登町字宇出津チ字 1 番地 1 1、6 番地 1、6 番地 5 (家屋番号 1 番 1 1)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき 2 階建	1 階 90.49 2 階 48.28
(9 6)	GHルース用地	石川県白山市中成二丁目 2 5 8 番	宅地	243.00
(9 7)	GHルース建物	石川県白山市中成二丁目 2 5 8 番 (家屋番号 2 5 8 番)	木造かわら ぶき 2 階建	1 階 108.46 2 階 55.06
(9 8)	GHアイレ用地	石川県白山市成町 3 7 4 番 1	宅地	259.62
(9 9)	GHアイレ建物	石川県白山市成町 3 7 4 番地 1 (家屋番号 3 7 4 番 1)	木造かわら ぶき 2 階建	1 階 99.96 2 階 58.96
(1 0 0)	GHシエロ用地	石川県白山市中成一丁目 3 6 8 番	宅地	234.5
(1 0 1)	GHシエロ建物	石川県白山市中成一丁目 3 6 8 番地 (家屋番号 3 6 8 番)	木造瓦葺 2 階建	1 階 74.20 2 階 52.60
(1 0 2)	GHパシオン用地	石川県白山市中成一丁目 3 1 7 番	宅地	198.44
(1 0 3)	GHパシオン建物	石川県白山市中成一丁目 3 1 7 番地 (家屋番号 3 1 7 番)	木造瓦葺 2 階建	1 階 90.24 2 階 63.73
(1 0 4)	GHラオラ用地	石川県白山市中成一丁目 3 8 6 番 2	宅地	198.00
(1 0 5)	GHラオラ建物	石川県白山市成町 3 8 6 番地 2 (家屋番号 3 8 6 番 2)	木造瓦葺 2 階建	1 階 109.59 2 階 74.94
(1 0 6)	GHティエラ建物	石川県白山市長屋町ホ 1 9 番地 2 (家屋番号 1 9 番 2)	木造かわら ぶき平屋建	198.66
(1 0 7)	GH Bloom用地	石川県能美市緑が丘二丁目 3 6 番	宅地	240.03
(1 0 8)	GH Bloom建物	石川県能美市緑が丘二丁目 3 6 番地 (家屋番号 3 6 番)	軽量鉄骨造 スレート葺 2 階建	1 階 71.48 2 階 71.48
(1 0 9)	GH Ease用地	石川県能美市緑が丘一丁目 1 2 0 番	宅地	308.82
(1 1 0)	GH Ease建物	石川県能美市緑が丘一丁目 1 2 0 番地 (家屋番号 1 2 0 番)	木造かわら ぶき 2 階建	1 階 115.06 2 階 64.86
(1 1 1)	GHフェリス用地	石川県白山市中成二丁目 1 7 6 番 1	宅地	200.01
(1 1 2)	エイブルベランダ Be	金沢市三馬一丁目 3 6 7 番地	宅地	206.00
(1 1 3)	本部用地 (駐車場)	石川県白山市北安田町 5 0 1 番 1	雑種地	655.00
(1 1 4)	GHリアン建物	金沢市田上の里 2 丁目 2 0 7 番地	木造かわら ぶき 2 階建	1 階 97.71 2 階 69.71
(1 1 5)	本部用地 (駐車場)	白山市北安田町 5 4 9 番 2 2	宅地	43.53
(1 1 6)	GHエビータ用地	石川県白山市蕪城 1 丁目 8 番地 1 0	同上	205.01
(1 1 7)	GH WISH 用地	石川県鳳珠郡能登町字松波 1 0 字 3 3 番地 1	同上	469.00
	GH WISH 用地	石川県鳳珠郡能登町字松波 1 0 字 3 3 番 4	畑	10.00

	G H WISH 用地	石川県鳳珠郡能登町字松波 1 0 字 3 3 番 6	畑	10.00
(1 1 8)	輪島 KABULET G H アサンテ用地	石川県輪島市河井町貳四部 1 番 3	同上	116.76
	輪島 KABULET G H アサンテ用地	石川県輪島市河井町貳四部 1 番 1 1	同上	14.11
	輪島 KABULET G H アサンテ用地	石川県輪島市河井町貳四部 1 番 1 2	同上	42.24
(1 1 9)	輪島 KABULET カ サ・カブーレ用地	石川県輪島市河井町貳部 1 8 7 番地 1	同上	61.07
(1 2 0)	三草二木西圓寺 就労継続支援 A 型 施設用地	石川県小松市野田町丁 6 5 番	同上	718.01
	三草二木西圓寺 就労継続支援 A 型 施設用地	石川県小松市野田町丁 6 6 番	同上	271.00
(1 2 1)	本部用地(駐車場)	石川県白山市北安田町 9 6 5 番 1	農地	1238.00
(1 2 2)	三草二木西圓寺 (駐車場)	石川県小松市野田町丁 9 4 番	田	287.00
(1 2 3)	輪島 KABULET 高齢者デイ 施設用地	石川県輪島市河井町貳部 2 1 0 番	宅地	99.17
(1 2 4)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部 2 0 3 番	宅地	142.14
(1 2 5)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部 2 0 4 番	宅地	142.14
(1 2 6)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部 2 0 8 番	宅地	128.92
(1 2 7)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部 2 0 9 番 1	宅地	69.42
(1 2 8)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部 2 0 9 番 2	宅地	66.11
(1 2 9)	輪島 KABULET 拠点施設(就労継 続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町貳部 2 0 7 番 1	宅地	95.86

(130)	輪島 KABULET 拠点施設（就労継続支援 A 型他）	石川県輪島市河井町貳部 2 0 7 番 3	宅地	33.05
(131)	輪島 KABULET 拠点施設（就労継続支援 A 型他）	石川県輪島市河井町貳部 2 0 6 番 1	宅地	95.86
(132)	GH <u>マハロ 1</u> 用地	石川県輪島市新橋通七字 9 3 番 8	宅地	211.70
(133)	GH <u>マハロ 2</u> 用地	石川県輪島市新橋通七字 9 5 番 1	宅地	274.64
(134)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字 1 0 0 番 1	宅地	39.16
(135)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字 9 9 番 1 3	宅地	46.31
(136)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字 9 6 番 3	宅地	132.26
(137)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字 9 8 番 1	宅地	1.87
(138)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字 9 8 番 3	宅地	6.29
(139)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字 4 8 番 1	宅地	118.34
(140)	輪島 KABULET 駐車場用地	石川県輪島市新橋通七字 4 7 番 5	宅地	162.90
(141)	輪島 KABULET ウェルネス施設 （就労継続支援 A 型他）	石川県輪島市河井町貳部 2 2 3 番	宅地	170.73
(142)	輪島 KABULET ウェルネス施設 （就労継続支援 A 型他）	石川県輪島市河井町貳部 2 2 2 番 3	宅地	72.72
(143)	輪島 KABULET ウェルネス施設 （就労継続支援 A 型他）	石川県輪島市河井町貳部 2 9 3 番 2	宅地	3.30
(144)	輪島 KABULET ウェルネス施設 （就労継続支援 A 型他）	石川県輪島市河井町貳部 1 番 2 8	宅地	10.38

(145)	輪島 KABULET ウエルネス施設 (就労継続支援 A型他)	石川県輪島市河井町貳参部1番15	宅地	44.13
(146)	輪島 KABULET 育児支援施設	石川県輪島市河井町貳部220番	宅地	211.57
(147)	輪島 KABULET GHヴィナカ用地	石川県輪島市河井町貳部90番1	宅地	433.31
(148)	輪島 KABULET GHヴィナカ用地	石川県輪島市河井町貳部91番1	宅地	160.06
(149)	輪島 KABULET GHヴィナカ用地	石川県輪島市河井町貳部92番3	宅地	5.55
(150)	本部建物 (本部+B's+温室)	白山市北安田町548番地2、 548番地3、548番地4、 549番地1	鉄骨造合金 メッキ鋼板 ぶき2階建	1階 1266.48 2階 876.33
(151)	日本海倶楽部 ザ・ファーム 食品加工センター	石川県鳳珠郡能登町字白丸 66番地1	木造瓦葺 2階建	1階 151.21 2階 62.54
(152)	三草二木 西圓寺 ウエルネス建物	石川県小松市野田町丁65番地、 66番地(家屋番号65番の1)	木造瓦葺 2階建	1階 195.07 2階 66.24
	三草二木 西圓寺 ウエルネス建物	石川県小松市野田町丁65番地、 66番地(家屋番号65番の2)	鉄骨造合金 メッキ鋼板 ぶき平屋建	180.40
(153)	GHカーム	石川県能美市緑が丘9丁目102番地	木造瓦葺 2階建	1階 105.42 2階 62.01
(154)	GHエビータ	石川県白山市蕪城1丁目8番地10	木造瓦葺 2階建	1階 98.30 2階 56.42
(155)	輪島 KABULET GHアサンテ	石川県輪島市河井町貳四部1-3、 1-12	木造瓦葺 2階建	1階 83.81 2階 81.88
(156)	GH WISH	石川県鳳珠郡能登町字松波壱〇字 33-1	木造瓦葺 2階建	1階 114.69 2階 72.44
(157)	輪島 KABULET カ サ・カブーレ建物	石川県輪島市河井町貳部187番地	木造瓦葺 2階建	1階 38.67 2階 39.66
(158)	GHステラ用地	石川県能美市緑が丘八丁目135番	宅地	352.71
(159)	GHグレイス用地	石川県小松市あけぼの町12番	宅地	387.00
(160)	輪島 KABULET 育児支援施設	石川県輪島市河井町貳部296番	宅地	14.04
(161)	輪島 KABULET 育児支援施設	石川県輪島市河井町貳参部1番18	宅地	60.29

(162)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 2 5 6 番	宅地	184.46
(163)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 2 5 5 番	宅地	35.70
(164)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 2 5 4 番	宅地	357.02
(165)	うめのや BULLET (利用者駐車場)	石川県輪島市河井町五部 2 4 4 番 1	宅地	255.03
(166)	うめのや BULLET (就労継続支援 A 型他)	石川県輪島市河井町五部 2 5 4 番地	木造瓦葺 2 階建	1 階 178.51 2 階 129.97
(167)	G H ステラ建物	石川県能美市緑が丘八丁目 1 3 5 番地	木造瓦葺 2 階建	156.47
(168)	G H ラ・ポール 建物	石川県金沢市若松町セ 1 0 4-2 2	木造瓦葺 2 階建	1 階 94.89 2 階 71.63
(169)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 1 番	畑	2,140.00
(170)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 2 番	畑	711.00
(171)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 0 番	畑	2,422.00
(172)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 4 番	畑	379.00
(173)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 5 9 番	畑	891.00
(174)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 壱 六 字 1 番 1 6	畑	1,547.00
(175)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 壱 五 字 7 4 番 2	山林	181.00
(176)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 壱 五 字 9 9 番 1	山林	902.00
(177)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 壱 五 字 9 9 番 2	山林	264.00
(178)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 壱 五 字 9 9 番 3	畑	254.00
(179)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 壱 五 字 9 9 番 4	畑	66.00
(180)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 5 8 番	畑	1,094.00
(181)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 5 6 番	畑	1,962.00
(182)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 5 番	畑	268.00
(183)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 9 番 1	畑	510.00
	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 9 番	畑	1,462.00
(184)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 7 番	畑	2,140.00
(185)	日本海倶楽部	鳳珠郡能登町字白丸 6 8 番	畑	1,030.00
(186)	輪島拠点施設	輪島市河井町貳部 1 9 0 番 1	宅地	59.50
	輪島拠点施設	輪島市河井町貳部 1 9 0 番 2	宅地	49.58

(187)	輪島拠点施設—	輪島市河井町貳部190番地1— (家屋番号190番1)—	木造瓦葺 平家建	40.66
	輪島拠点施設	輪島市河井町貳部190番地2 (家屋番号190番2)	木造瓦葺 2階建	1階 41.91 2階 16.52
(188)	輪島ママカフェ	輪島市河井町貳部 220番地、296番地 (家屋番号220番)	木造瓦葺 2階建	1階 100.39 2階 33.71
(189)	GHフェリス	白山市中成二丁目176番地1 (家屋番号176番1)	木造 かわらぶき 2階建	1階 89.81 2階 70.02
(190)	輪島 KABULET ウェルネス施設 (就労継続支援 A型他)	輪島市河井町貳部223番地、 222番地3、293番地2 輪島市河井町貳部1番地15、 1番地28 (家屋番号223番)	木・鉄骨造 かわら・ 合金メッキ 鋼板ぶき 2階建	1階 201.86 2階 114.11
(191)	輪島拠点施設	輪島市河井町貳部204番地、 203番地、206番地1、 207番地1、207番地3、 208番地、209番地1、 209番地2 (家屋番号204番)	木造 かわらぶき 3階建	1階 538.24 2階 261.49 3階 69.56
(192)	輪島 KABULET 拠点 高齢者デイ	輪島市河井町貳部210番地 (家屋番号210番)	木造かわ ら・合金 メッキ鋼板 ぶき2階建	1階 74.94 2階 50.81
(193)	GHグレイス建物	石川県小松市あけぼの町12番： 家屋番号12番	木造かわら ぶき2階建	1階 195.48 2階 135.06
(194)	GHリサ土地	白山市北安田町5195番	宅地	371.59
	GHリサ土地	白山市北安田町5196番	宅地	12.75
(195)	Share 金沢 N-1 (若松共同売店)	金沢市若松町セ104番地25 (家屋番号104番の25の4)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき平家建	81.15
(196)	Share 金沢 N-5 (Mock)	金沢市若松町セ104番地25 (家屋番号104番の25の6)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき平家建	107.02
(197)	Share 金沢 N-6 (加藤キッチン スタジオ)	金沢市若松町セ104番地25 (家屋番号104番の25の7)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき平家建	132.17
(198)	日本海倶楽部 ザ・ファーム	鳳珠郡能登町字白丸57	雑種地	134.00
(199)	日本海倶楽部 放 課後デイサービス	鳳珠郡能登町字布浦カ字34番地、 38番地	木造かわら ぶき平屋建	459.05

	日本海倶楽部 放 課後デイサービス	同附属建物符号 1	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ 鋼板ぶき 平屋建	8.73
(200)	輪島 UMENOYA・ GARAGE HOUSE 駐車場用地	輪島市河井町五部 2 6 6 番	宅地	393.05
(201)	GHプエルト用地	白山市美川神幸町ヲ 2 6 0 番	宅地	234.71
	GHプエルト用地	白山市美川神幸町ヲ 2 6 1 番	宅地	79.33
(202)	輪島 KABULET KITCHEN	輪島市河井町五部 2 5 6 番地	木造瓦葺 2 階建	1 階 113.23 2 階 61.48
(203)	輪島 GH ヴィナカ	輪島市河井町貳部 9 0 番地 1、 9 1 番地 1 (家屋番号 9 0 番 1)	木造合金 メッキ鋼板 ぶき 2 階建	1 階 203.71 2 階 155.06
(204)	輪島 UMENOYA GARAGE HOUSE	輪島市河井町五部 2 6 6 番地	木造瓦葺 平家建	59.99
(205)	日本海倶楽部 日中活動用地	鳳珠郡能登町字四方山 4 字 3 5 番	山林	1229.00
(206)	GHリサ建物	白山市北安田町 5 1 9 5 番地	木造瓦葺 2 階建	376.31
(207)	GHプエルト建物	白山市神幸町ヲ 2 6 0	木造瓦葺 2 階建	339.44
(208)	日本海倶楽部 GOTCHA! WELLNESS 用地	鳳珠郡能登町字字出津新 1 字 5 5 番 2	宅地	379.74
(209)	輪島駐車場 用地	輪島市河井町貳部 1 番 1 8	宅地	96.20
(210)	GHクウ建物	金沢市田上町ヲ 76 番地 15 (家屋番号 76 番 15 の 3	木造瓦葺 2 階建	337.26
(211)	GHクウ用地	金沢市若松町セ 1 0 4 番 3 1	宅地	46.77
(212)	GHクウ用地	金沢市若松町フ 3 1 番 3	宅地	18.19
(213)	GHクウ用地	金沢市若松町フ 3 1 番 2	宅地	2.14
(214)	GHクウ用地	金沢市田上町ヲ 7 6 番 1 8	宅地	422.66
(215)	GHマハロ 1 建物	輪島市新橋通七字 9 3 番 8	木造合金 メッキ鋼板 ぶき 2 階建	313.84

(216)	GHマハロ2建物	輪島市新橋通七字95番1	木造合金 メッキ鋼板 ぶき2階建	304.53
(217)	B's 駐車場用地	白山市北安田町500番1	雑種地	806.00
(218)	Share 金沢土地	金沢市田上町ヌ1番7	宅地	1001.88
(219)	Share 金沢土地	金沢市若松町セ103番15	宅地	10.60
(220)	Share 金沢土地	金沢市若松町セ103番16	宅地	26.64
(221)	Share 金沢土地	金沢市若松町フ27番4	宅地	1.18
(222)	日本海倶楽部 ビ ール工場倉庫用地	鳳珠郡能登町字内浦長尾壺六字49番 9	宅地	285.54
(223)	日本海倶楽部 ビ ール工場倉庫建物	鳳珠郡能登町字内浦長尾壺六字49番 地9	鉄骨造カー 鉄板葺 2階建	257.36
(224)	日本海倶楽部字出 津新 GH 土地	鳳珠郡能登町字字出津ウ字47番1	宅地	218.18
(225)	日本海倶楽部字出 津新 GH 土地	鳳珠郡能登町字字出津ウ字47番4	宅地	94.01
(226)	日本海倶楽部字出 津新 GH 建物	鳳珠郡能登町字字出津ウ字47番1	鉄筋コンク リート造陸 屋根3階建	338.76
(227)	GHリール用地	金沢市田上町ヌ1番8	宅地	281.14
(228)	GHリール用地	金沢市田上町ヌ1番9	宅地	200.78
(229)	GHリール用地	金沢市若松町セ103番17	宅地	8.23
(230)	GHリール用地	金沢市若松町セ104番32	宅地	102.03
(231)	GHリール用地	金沢市若松町セ104番33	宅地	296.23
(232)	Share 金沢用地	金沢市若松町セ104番34.	宅地	15.33
(233)	GHリール建物	金沢市田上町ヌ1番地8	木造瓦葺 2階建	285.96
(234)	GHカサデマーヤ 立替 用地	白山市旭町48番	宅地	142.80
(235)	GHカサデマーヤ 立替 用地 (建 物)	白山市旭町48 (家屋番号48番)	木造カラー 鉄板葺2 階建	72.87

(236)	美川新GH 土地	白山市美川中町ル 32 番 1	雑種地	288.00
-------	----------	-----------------	-----	--------

- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業及び第45条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、石川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、石川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支計算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所及び従たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に

供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第 8 章 公 益 を 目 的 と す る 事 業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 診療所及び医療施設の経営
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (4) ブータン事業
- (5) 能登半島地震に伴う義援金の受付け
- (6) 技能実習生等を対象とする貸家の経営
- (7) 災害ベースキャンプ事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 9 章 収 益 を 目 的 と す る 事 業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) フランチャイズ事業
- (2) コンサルタント事業
- (3) 出版物販売事業
- (4) 施設の視察支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第46条 前条の規定によって行う事業から生じた利益は、この法人が行う社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

第 10 章 国内災害支援

(国内災害支援)

第47条 日本国内において地震、津波、台風などの自然災害が新たに発生した場合、被災した福祉施設および利用者に対し、人的物的支援を行う。またその他必要とされる支援を行う。

第 11 章 国際協力

(国際協力)

第48条 世界各国から広く学び福祉の実践に活かすため、姉妹施設等諸外国の個人、団体との人事交流・国際交流を行う。

第 12 章 解散

(解散)

第49条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第 13 章 定款の変更

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第 14 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、社会福祉法人佛子園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第53条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事	雄 谷 律
理事	鈴 木 雄 市
理事	雄 谷 本 英
理事	津 田 美 智
理事	今 越 教 成
監事	西 村 他 見
監事	林 甫

附則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

（第１条の「小規模保育事業の経営」の追加及び第２９条の基本財産の追加に係る変更は認可日から施行する。）

附則

この定款は、平成２９年度第２回評議員会（平成３０年３月２６日開催）の議決を経て、平成３０年４月１日より施行する。

附則

この定款は、平成３０年度第１回評議員会（平成３０年６月１９日開催）の議決を経て、平成３０年６月１９日より施行する。

附則

この定款は、平成３１年度第１回評議員会（平成３１年４月１日開催）及び、令和元年定時評議員会（令和元年６月１８日開催）の議決を経て、知事の承認日（令和元年７月１２日）を以って施行する。

附則

この定款は、令和元年度第２回評議員会（令和２年３月２５日開催）の議決を経て、知事の承認日（令和２年４月１５日）を以って施行する。

附則

この定款は、令和２年度第１回評議員会（令和２年７月２８日開催）の議決を経て、知事の承認日（令和２年９月３日）を以って施行する。

附則

この定款は、令和２年度第２回評議員会（令和３年３月２４日開催）の議決を経て、知事の承認日（令和３年６月１０日）を以って施行する。

附則

この定款は、令和３年度第３回評議員会（令和４年３月２５日開催）の議決を経て、

知事の承認日（令和４年７月８日）を以って施行する。

附則

この定款は、令和４年度第３回評議員会（令和５年３月２３日開催）の議決を経て、
知事の承認日（令和５年５月２４日）を以って施行する。

附則

この定款は、令和５年度第３回評議員会（令和６年３月２７日開催）の議決を経て、
知事の承認日（令和６年度６月１３日）を以って施行する。

附則

この定款は、令和６年度第１回評議員会（令和６年度９月３０日開催）の議決を経て、
知事の承認日（令和６年１１月６日）を以って施行する。